

2017年シティプロモーション説明会質疑応答

Q：著作権の使用料について

A：無料です。市役所・ブランド推進協議会にて対応します。また帰属は製作者にあります。

Q：事業収入が生まれた場合、また、次年度以降の報告が必要でしょうか？

A：不要です。補助金以外の事業収入は自由に使用してください。

Q：ゴールドマークとは？

A：この事業をもとに宇都宮市・ブランド推進委員会より認知されたという証明です。信用の証です。

Q：昨年のエントリー数は？

A：昨年度は、15団体のエントリーで、5団体が採択されました。

Q：採択金額を教えてください。

A：採択団体の金額にもよるので、非公開となります。

Q：事業に対して、広告をとることはいいのでしょうか

A：可能です。しかしながら、広告の程度によっては、行政施設内等での広報ができにくい場合もあります。

デジタル映像装置（JR宇都宮駅設置分）に関しては、広告不可

Q：備品としてデジタルサイネージを買うことはいいのでしょうか？

A：買うことはできません。本事業終了後も活用できるための汎用性が高い備品の扱いとなり、補助対象経費外になります。必要な場合は、賃借料等リースでの活用をご検討ください。

Q：デジタルサイネージの設置場所は？

A：JR宇都宮駅東西自由通路（予定）になります。

Q：デジタルサイネージは生で流せるのか（3×3、クリテリウムなど）？

A：今年度については、できません。将来的には、ネット配信、LIVE中継等の活用も検討しています。

Q：自由テーマとは？

A：①子ども向け、②デジタルサイネージ、以外のテーマです。申請団体の強みを活かしてご提案ください。

Q：JR駅東口のデジタルサイネージの運用は？

A：宇都宮ブランド推進協議会において運用予定です。

Q：ブラウザは？

A：特定の動画形式等指定はありません。

Q：データの送信はネットからできるのか？

A：出来ません。

Q：ユーチューブにアップされている映像は流せるのか？

A：流せません。今年度は、ネット等の接続は想定しておりません。

Q：備品について、対象にならないものでパソコンやカメラなど、汎用性の高い製造用器具類や事務機器類と書いてあるが、そういったものが必要な場合はどうしたらよいか

A：リースをお願いします。

Q：学生のメンバーは、構成メンバーのうち4/5が本市に在籍する学生で構成されている団体と書いてあるが、住民票が宇都宮になくても大丈夫か？

A：住民票がなくても、住まいが宇都宮であれば OK。また、宇都宮市内の学校に在学していれば問題はありません。

Q：補助金を以前もらっているものを使った取組でもよいのか（機材とか）

A：年度内で並行して補助金をもらうのは NG。また、もらっていた時と同じ取組だと NG。拡充である必要があります。

Q：審査基準はどのように評価されるのか。また、例えば新規性が 0 であっても他の項目が良ければ問題はないのか

A：すべての項目の合計で判断はしますが、各項目での判断もしています。

Q：宇都宮のコンテンツ(地域資源) を使わなくてもよいのか

A：すでに認知されているコンテンツ(地域資源)を使わなければならないわけではありません。新しいコンテンツを生み出すのも OK。認知されているものが有利なわけではありません。

Q：採択の件数は決まっているのか

A：決まっています。テーマごとに採択する団体も決まっているわけではありません。

Q：プレゼンの仕方も重要？

A：重要です。完結に分かりやすく発表してもらえると嬉しいです。

Q：宇都宮市外の資源を取り上げてもよいか。

A：それらが宇都宮の資源を説明、紹介して行く文脈において必要なものであれば、問題ありません。県範囲のプロモーションではなく、宇都宮市のプロモーションを支援する事業になっています。

Q：シティープロモーション支援事業の資料によりますと『成果品の著作権は製作者に帰属』とありましたがもし、イベント後に提案したものが人気者になった場合、グッズの販売などは行っても大丈夫なのでしょう？

A：大丈夫です

Q：イベントを行う場合一般事業としてイベントを行う時、協賛企業は募っても良いのでしょうか？また、その場合の宇都宮市の立ち位置はどのような形になるのでしょうか？

A：「事業を実施する際には、宇都宮ブランド推進協議会の補助金により実施されていることを事業に係るもの

（印刷物や映像等）に明示してください。」（応募書類 P.6（6）その他に記載）また、市役所に対して、後援依頼などの申請を行っても構いませんが、ブランド推進協議会が関わっているからと言って申請が下りやすいわけではありません。